平成２３年（フ）第５４４号
神戸市中央区熊内町４丁目13番２―201号、住民票上の住所兵庫県姫路市西庄364番地１
債務者　西田　　浩
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―306号
債務者　河合　　亨
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬602番地31
債務者　根鈴　晃明
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３２号
鳥取県倉吉市海田西町２丁目150番地　エスポワール102号室、住民票上の住所鳥取県倉吉市上井町１丁目１番地
債務者　村本　裕之
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１２９号
広島県山県郡北広島町春木1383番地１　１棟307号
債務者　門崎　祐也
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０号
広島市中区寺町５番31―302号
債務者　春日　剛史
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９号
広島市西区南観音町19番22―307号
債務者　三浦　里枝
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６３号
広島県廿日市市住吉２丁目11番３号
債務者　石部　久博
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
福岡県飯塚市秋松136番地　中村アパート201号
債務者　島袋　　貢
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県嘉麻市飯田40番地、前住所福岡県嘉麻市山野1578番地１
債務者　岡村工務店こと　岡村　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５３号
福岡県嘉麻市飯田277番地５、前住所福岡県嘉麻市上山田432番地17
債務者　草野　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県久留米市三潴町玉満2115番地
債務者　野口　光男
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２号
福岡県久留米市三潴町玉満2115番地
債務者　野口　律子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２０号
福岡県久留米市城島町城島３番地１
債務者　砥上　智子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２５号
福岡県久留米市城島町内野436番地12、前住所福岡県久留米市城島町内野437番地
債務者　田中てい子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５０号
宮崎県都城市上長飯町5154番地　一万城団地16―１―271
債務者　立丸　綾佳
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７０号
宮崎県都城市南横市町3793番地１フレグランスゆうゆう202号、前住所宮崎県宮崎市中村西２丁目２番33号第２アンデルセンコーポ201号
債務者　長野　智裕
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部